

第七十四回帝國議會
衆議院

保險業法改正法律案委員會會議錄(速記)第二回

付託議案
保險業法改正法律案(政府提出)

會議

昭和十四年二月二十八日(火曜日)午前十時
二十八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 田中 亮一君

理事寺島 權藏君 理事金澤 正雄君

理事西川 貞一君 八木 逸郎君

鶴見 祐輔君 大野 伴陸君

紅露 昭君 田尻 生五君

小池 四郎君

出席政府委員左ノ如シ

商工政務次官 今井 健彦君

商工省保險局長 牧 檜雄君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

保險業法改正法律案(政府提出)

○田中委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、先

ツ政府ノ提案理由ニ付テノ説明ヲ求メマス

○今井政府委員 只今議題ニナリマシタ保

險業法改正法律案ニ付キマシテハ、本會議

ニ於テ簡略ナガラ提案ノ趣旨竝ニ其ノ經過

ニ付テ申上ゲタノデアリマス、更ニ本委員

會ニ對シマシテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲ

タイト存ジマス、提案ノ理由ハ之ヲ大別致

シマシテ二ツアルノデアリマス、即チ第一

ニ商法ノ改正ニ伴ヒ商法準用規定其ノ他ニ

付キマシテ改正ノ必要ヲ生ジマシタコト、

第二ニ保險事業自體ノ發達ニ對應致シマシ

テ、監督指導ノ方策ヲ整備スル必要ノ生ジ

マシタコト、是レデアリマス、先ヅ第一ノ

點ニ付テ申上ゲマス、保險業法ハ相互會社

ニ關スル規定其ノ他ニ於キマシテ、商法ノ

總則竝ニ會社編中ノ多數ノ規定ヲ準用シ、

或ハ之ニ對スル特別ト見ラレルモノヲ設ケ

テ居ルノデアリマシテ、此ノ條數ハ大凡二

百條ニモ及ブノデアリマス、然ルニ御承知

ノ通り商法中此ノ保險業法ト極メテ密接ナ

ル關聯ヲ持ツ總則、及ビ會社法ノ部分ニ付

キマシテ、前議會ニ於テ相當ノ改正ガ行ハ

レマシタ、而シテ此ノ改正法律ハ大體來年

ノ一月一日カラ之ヲ施行スル豫定ヲ以テ、

目下諸般ノ準備ヲ進メテ居ルヤウニ承知致

シテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ保險業

法ト商法トノ調和ヲ保チ、之ヲ支障ナク施

行シテ參リマス爲ニハ、是非トモ之ニ關ス

ル改正ニ付キマシテ、本議會ニ於テ御審議

ヲ願ハナケレバナライノデアリマス、次

ニ第二ノ點ニ付テ申上ゲマス、先日本會議

ニ於テモ申上ゲマシタ如ク、現行保險業法

ハ明治三十三年ノ制定ニ係リ、制定以來實

ニ四十年ヲ經過シテ居ルノデアリマスルガ、

其ノ間明治四十五年、昭和二年及ビ昭和八

年ニ、ソレノ一部分的ノ補正ヲ加ヘタニ止

マルノデアリマシテ、現在ノ如ク發展シテ

參リマシタ保險事業ニ對シマシテ、十分ナ

ル監督指導ヲ加ヘテ行キマスル上ニ、不備

ノ點ガ少クナイノデアリマス、ソコデ政府

ニ於キマシテハ此ノ改正ノ重要性ニ鑑ミマ

シテ、特ニ之ガ改正調査ノ爲メ朝野ノ權威

者ヲ煩ハシマシテ、保險業法改正調査委員

會ヲ設ケ、之ニ對シマシテ保險業法中改正

ヲ必要トスル事項如何ニ付諮問致シマシタ

所、委員會ハ十數回ニ互ツテ會合ヲ開カ

レ、慎重審議セラレマシタ結果、昭和十三

年十一月十日、滿場一致ヲ以テ之ニ對スル

答申トシテ、保險業法改正ノ要綱ヲ議決セ

ラレタノデアリマス、政府ニ於キマシテハ

此ノ答申事項ヲ悉ク適切ナルモノト認メ

テ、採用致シマシタ次第デアリマシテ、是

ガ今回ノ改正案ノ主ナル内容ヲ成スモノデ

アリマス、今其ノ主ナルモノヲ列擧致シテ

見マスト、第一ニ事業ノ經營ヲシテ一層適

正ナラシムル様、監督命令ニ關スル規定ヲ

整備シ、又基礎書類ノ變更命令ニ關スル規

定ヲ設ケマシタコト、第二ニ不當ノ競争

ヲ防止シ、事業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲

事業ノ統制協定ニ關スル規定ヲ設ケマシ

タコト、第三ニ役員ニ關スル規定ヲ整備

シ、又保險計理人ニ關スル規定ヲ設ケマシ

タコト、第四ニ會社ノ資産内容ノ堅實ヲ期

スル爲、財産ノ評價ニ關スル規定ヲ整

備致シマシタコト、第五ニ業績不良ニ陥リ

マシタ會社ニ對シ、有效適切ナル救済、或

ハ改善ノ手段ヲ講ジ、保險契約者ノ利益ヲ

保護スル爲、會社間ノ契約ニ依ル事業ノ管

理ニ關スル規定、及ビ合併、管理、契約移

轉ノ勸告ニ關スル規定ヲ設ケマシタコト、

更ニ是等ノ方法ヲ以テドウシテモ目的ヲ達

スルコトガ出來ヌ場合、保險契約者保護ノ

爲、最後のノ手段トシテ事業ノ管理、及ビ

契約ノ移轉命令ニ關スル規定ヲ設ケマシタ

コト、第六ニ會社ノ合併及契約ノ移轉ノ手

續ヲ簡易ニシ、又株式會社ノ相互化、株式

會社ト相互會社トノ合併ニ關スル規定ヲ設

ケマシタコト、第七ニ保險契約者ノ優先權

ニ關スル規定ヲ整備致シマシタコト等デア

リマス、以上ハ何レモ委員會ノ答申ノ趣旨

ニ基イテ設ケタ規定デゴザイマスルガ、之ニ二三ノ附隨の改正ヲ加ヘ、又從來章、節ノ分ケ方ニ多少ノ不明確ナモノガアリマシタノデ、是等ノ點ニ付キマシテモ考慮ヲ加ヘマシテ、本改正案ヲ作成シタ次第デアリマス、其ノ他詳細ノ點ニ付キマシテハ政府委員ヨリ十分ニ御説明ヲ致サセマスルガ、要スルニ今回ノ改正ハ以上述べマシタヤウナ必要ニ基クモノデアリマシテ、之ニ依リ我國ノ保險事業ノ一層ノ向上ヲ促シ、其ノ健全ナル發展ニ資スル所ガ少クナイデアラウト考ヘマス、何卒十分御審議ノ上、本案ノ通過ニ御協力アラントヲ希望致シマス

○牧政府委員 保險業法改正法律案ノ概要ニ付キマシテ、御説明ヲ申上ゲタイト存ジマス、尤モ此ノ點ニ付キマシテハ、只今今井政務次官ヨリ申述べタノデアリマスルガ、稍、詳細ニ互ツテ其ノ補足ヲ試ミタイト存ジマス、就キマシテハ今回ノ改正ノ要點ヲ列舉致シマシタモノヲ「保險業法改正法律案要旨」トシテ御手許ニ差上ゲテ置キマシタガ、便宜之ニ基キマシテ順次御説明申上ゲタイト存ジマス、第一ハ監督命令ニ關スル規定ヲ整備シ、會社ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得ルモノト爲シタルコトデアリマス、現行法

ニ於キマシテハ、會社ノ事業ノ繼續困難ナル場合ノ外ハ、主務大臣ハ單ニ會社ニ對シテ事業方法書其ノ他ノ所謂基礎書類ニ從ハシムル爲メ命令ヲ、爲シ得ルニ止マルコトニナツテ居ルノデアリマスガ、ヤハリ銀行法其ノ他一般ノ監督法規ト同様、茲ニ擧ゲタ趣旨ノ一般ノ監督命令ノ規定ヲ置ク必要ガアラウト云フ趣旨デアリマス、是ハ法案ニ於キマシテハ第九條デアリマスガ、其ノ内業務執行ノ方法トハ基礎書類ノ範圍内ニ於ケル具體的ノ業務ノ方法ヲ指シマス、財産ノ供託ハ財産ノ散逸スル虞アル場合ニ執ルベキ手段デアリマス、其ノ他監督上必要ナル命令ガ何デアルカハ箇々ノ場合ニ定マルト云フ外ハナイノデアリマスガ、是モ一般ノ監督法規ト同様、上ニ例示シタモノ其ノ他監督上必要ナル命令ト云フ譯デ、自ラ或ル程度ノ制約ヲ受ケルノデアリマシテ、無制限ニ何事デモヤレト云フ意味デハナイノデアリマス、第二ハ基礎書類ノ變更命令ニ關スル規定ヲ設ケタルコト、及ビ基礎書類ノ變更アリタル場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ、其ノ效力ヲ既契約ニ及ボサシムルコトヲ得ルモノト爲シタルコトデアリマス、會社ノ事業方法書、普通保險約款其ノ他ノ基礎書類ハ、事業經

營ノ基礎ヲ爲スモノデアリマシテ、免許申請ノ際添附書類トシテ認可ヲ受ケタモノデアリマスガ、一旦認可シタ基礎書類ト雖モ、會社内外ノ事情ノ變更ニ因リマシテ、保險契約者ノ利益ヲ保護スル爲メ等、必要ナル場合ニ於テハ其ノ變更ヲ命ジ得ルモノトスル趣旨デアリマス、是ガ第一項ノ意義デアリマシテ、法案デハ第十條ノ第二項デアリマス、其ノ中保險會社ノ業務若クハ財産ノ狀況ニ依リト云フノハ、例ヘバ或ル會社ニ於テ死亡ノ成績ガ著シク惡イ場合ニ、被保險者ノ選擇ノ方法ヲ特ニ嚴重ニ致サセマス等、主トシテ原因ガ箇々ノ會社内ニ存スル場合ヲ指シ、之ニ對シテ事情ノ變更ニ依リト云フ方ハ、主トシテ一般的ノ原因、例ヘバ死亡率ノ變更ニ因リマシテ、死亡表ノ變更等ヲ爲ス場合ヲ指スノデアリマス、次ニ第二ノ第二項ハ、基礎書類ノ變更ノ效力ヲ既契約ニ及ボスト云フ規定デアリマシテ、即チ變更ノアツタ場合ニ既契約ハ其ノ影響ヲ受ケナイモノトスルコトガ、保險契約者全體ノ公平ヲ旨トスル保險ノ性質上適當デナイト云フヤウナ特別ノ場合デアリマシテ、法案ニ於テハ第十條第三項ガ是デアリマス、第三ハ、事業經營ニ關スル統制協定ニ付キ規定ヲ設ケタルコトデアリマス、保險ニ於キマシテモ、適當ナル限度ニ於ケル自由競争ハ、事業ノ改善向上ヲ助ケ、其ノ健全ナル發展ヲ促スモノデアリマスルガ、是ガ餘リニ激シクナリマスルト、事業費ヲ濫費シ合フトカ、或ハ保險數理ヲ無視シテ保險料ノ割引ヲ行フヤウナ結果ヲ生ジ、又他ノ會社ノ契約ヲ解約セシメテ、自己ノ會社ニ乘リ代ヘシメル、所謂契約ノ掠奪ト云フヤウナ弊害ヲ生ジマシテ、保險契約者ノ利益ヲ害シ、事業ノ健全ナル發展ヲ阻礙スルニ至リマスルコトハ、御承知ノ通りデアリマス、本條ハ斯様ナ不當ノ競争ヲ防止シ、事業ノ健全ナル發展ニ資スル爲メ、場合ニ依リ當業者ノ統制協定ニ一定ノ公法的結果ヲ與ヘルコトニ依リマシテ、之ヲシテ權威アラシメ、又特別ノ必要ナル場合ニハ、進ンデ當業者ヲシテ協定ヲ結バシメヨウト云フ趣旨ニ出ヅルノデアリマス、第一項中、命令ノ定ムル所ニ依リトハ、其ノ届出ヅベキ協定ノ種類、並ニ其ノ届出ノ期限等ヲ命令デ定メルト云フダケノ意味デアリマス、第四ハ、役員ノ解任命令ニ關スル規定ヲ整備シ、及ビ常務役員ノ兼業ノ認可ニ關スル規定ヲ設ケタルコトデアリマス、前段ハ法案デハ第十二條デアリマシテ、現行法ニ於テハ役員ノ改任ヲ命ジ得ル場合ガ、銀行法ニ比較シテ

多少狭クナツテ居リマスノヲ、之ト同程度ニ擴ゲヨウトスル趣旨デアリマス、次ニ後段ハ法案ノ第六條デアリマシテ、常務重役又ハ支配人ガ他ノ會社ノ常務ニ從事スル場合ニ、認可ヲ受ケシメヨウトスル趣旨デアリマス、如何ナル場合ニ認可シナイカト云フコトハ、結局箇々ノ場合ニ於テ決定スル譯デアリマスガ、例ヘバ株式取引員タル會社ノ常務ニ從事スル場合等ハ、問題ニナル場合ガアルノデハナイカト考ヘラレマス、

第五ハ、生命保險會社ハ保險計理人「ア」クチュアリ「」ヲ置クコトヲ要スルモノトシ、且ツ其ノ資格及ビ職責ニ關スル規定ヲ設ケタルコトデアリマシテ、法案デハ第八十九條及ビ第九十條ガ是デアリマス、生命保險ニ於ケル責任準備金其ノ他ノ計算ニ付キマシテハ、特殊ノ高等數學及ビ保險學ノ知識ヲ必要トシ、又其ノ計算ニ誤リノナイコトガ、會社ノ業務上極メテ重要デアリマスルコトハ、御承知ノ通りデアリマス、而シテ此ノ専門ノ知識ノ必要及ビ責任ノ重要性ハ、事業ノ發達ニ伴ヒマシテ、益々多キヲ加ヘテ參リマシタノデ、今回ノ改正ニ於キマシテハ事業發展ノ現狀ニ鑑ミ、業界内外ノ要望ニ即應致シマシテ、保險計理人ニ關スル規定ヲ設ケマシタ次第

デアリマス、次ニ第八十九條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ於キマシテハ、保險計理人タルベキ者ノ資格ヲ定メルノデアリマスルガ、之ニ付キマシテハ、一定ノ學歷、若クハ一定ノ實務經歷、或ハ主務大臣ガ是ト同等ノ實力アリト認定シタ者ヲ指スト同時ニ、實情ニ即シタル標準ヲ設ケル考デアリマス、尙ホ附則第六十四條ヲ以テ經過規定ヲ設ケテ居ルノデアリマス、第六ハ、公社債ノ評價ニ關シ均等利廻評價法「アモーチゼーション」法ヲ採用シタルコトデアリマス、是ハ公社債ニ付テ之ヲ取得致シマシテカラ、其ノ償還ヲ受クルニ至ル時マデ、常ニ一定ノ利廻ヲ保タシメツツ、且ツ償還ニ際シテ損失ヲ生ジナイヤウニ評價スル方法デアリマシテ、保險會社ノ如ク財産利用ノ方法トシテ、長期間ニ互ツテ公社債ヲ所有スルモノニ於キマシテハ、此ノ評價方法ガ理論上及ビ實際上適當デアルト認めラレマ

スノデ、今回之ヲ採用致シマシタ次第デアリマシテ、法案ノ第八十四條ガ是デアリマス、如何ナル公社債ニ付テ之ヲ認メルカハ、命令ヲ以テ定メルコトニナツテ居リマスガ、別段ノ支障ノナイ限り、出來得ル限り廣ク之ヲ認メル考デアリマス、又評價ノ具體的ノ方法ニ付キマシテモ、命令ヲ以テ之ヲ定

メルコトニ相成ツテ居リマス、第七ハ、財産ノ評價益及ビ賣却益ノ積立制度ニ關スル規定ヲ設ケタルコトデアリマス、財産ノ評價益、賣却益ノ如キモノハ、財産ノ價額ノ變動ニ因ツテ生ジタ利益デアリマシテ、臨時的性質ヲ有スルモノデアリ、又反對ニ、財産ノ低落ニ因リマシテ、評價損、賣却損等ヲ生ズルコトヲ免レナイコトハ、過去ノ經驗ノ示ス所デアリマス、隨ヒマシテ精密ナル統計の基礎ニ基キ、長期ニ互ツテ事業ヲ營ンデ行ク保險事業ニ於キマシテハ、斯ル利益ハ、積極的ニ利益ノ財源トシテ考ヘズ、社内ニ留保スルコトニ依リマシテ、資産内容ノ充實ヲ圖リ、將來ノ反動ニ備ヘシメルコトヲ原則トスルト云フノガ、本條ノ立法趣旨デアリマシテ、現ニ多クノ會社ニ於テハ、此ノ方針ニ依ツテ決算ヲ行ツテ居ラレルノデアリマス、併シナガラ會社ノ決算上ノ餘裕等ニ依リマシテハ、常ニ必ズシ

モ之ヲ強制スルコトノ出來ナイヤウな場合モ考ヘラレマスルノデ、事情ニ依ツテハ認可ヲ受ケテ、之ヲ緩和スル途モ開カレテ居ルノデアリマス、是ハ法案ノ第八十六條及ビ第八十七條デアリマス、第八ハ會社間ノ契約ヲ以テ會社ノ業務及ビ財産ノ管理ノ委託ヲ爲スコトヲ得ル旨ノ規定ヲ、設ケタル

コトデアリマス、保險會社ノ事業成績ガ思ハシクナイ場合、經營者ガ自ら其ノ信用ノ不足、經營技術ノ缺陷等ヲ自覺シ、一應其ノ會社ノ經營ヲ他ノ信用アル會社ニ委任致シマシテ、暫ク退イテ業績ノ推移ヲ靜觀シマシタ上、會社ノ將來ニ付テ善處シヨウトスルヤウな場合ガ、豫想シ得ルノデアリマス、又從來外國會社ガ、日本内地ニ於テ新契約ヲ取ルコトヲ止メタ場合、其ノ保有契約ノ管理方法トシテ、或ハ内國會社ニ於キマシテモ合併、契約ノ移轉等ノ過渡的手段等トシテ、實際上之ニ類似ノ制度ノ行ハレテ

居ル實例モアリマスルノデ、今回之ヲ法文ノ上ニ明ニスルト同時ニ、第三者ノ保護其ノ他ノ爲、必要ト認めラレル規定ヲ置イタ次第デアリマス、法案ニ於テハ第九十二條乃至第九十八條ガ是デアリマス、第九ハ、會社ヲシテ合併、業務及ビ財産ノ管理ノ委託又ハ契約ノ移轉ヲ行ハシムルヲ適當ト認ムルトキハ、會社ニ對シ之ヲ勸告スルコトヲ得ル者ノ規定ヲ建ケタルコトデアリマス、保險會社ノ事業成績、——例ヘバ契約ノ増加及ビ存續ノ狀況、事業費ノ支出ノ狀況、或ハ損益ノ狀況——及ビ之ニ對スル信用ハ、多クノ場合ニ於キマシテ、上昇或ハ下降等、一定ノ傾向ヲ示スモノデアリマシテ、

業績不良或ハ破綻ニ陥ル會社ハ、多クノ場合
數年モ前カラ其ノ徵候ヲ現ハスモノデアリ
マス、固ヨリ經營者ハスルコトノナイヤウ努
力セラレルノデアリマスガ、不幸ニシテ漸
次否運ニ陥ル傾向ヲ示シテ參リマシタヤウ
ナ場合ニハ、前途ノ地勢ヲ見透シ、相成ル
ベクハ任意ノ方法ニ依リ、早期ニ合併、移轉
等ヲ行ヒマシテ、禍ヲ未然ニ防止致シマス
ルコトガ、保險契約者、會社經營者雙方ニ取
ツテノ利益デアアルコトハ言フマデモナク、
保險事業全體ノ爲ニモ寧ロ策ノ得タルモ
ノデアラウト考ヘルノデアリマス、從來
カラモ、事實上當局者カラスルコトヲ御勸
メシ、或ハ任意ノ合併、契約ノ移轉等ヲ指
導シタ事例ハ、少クナイノデアリマスガ、
今回之ヲ法文化スルコトニ依リマシテ、一
層其ノ手續ヲ慎重ニシ、當局トシテノ責任
アル意見トシテ、之ヲ行ハウトスルモノデ
アリマス、又從來ハ、例ヘバ會社ノ實際ノ
經營ヲ擔當シテ居ル役員等ハ、大勢ノ不可
ナルヲ察シマシタ場合ニモ、大株主等ニ對
シテ十分ノ了解ヲ得ラレナカツタヤウナ場
合モ考ヘラレタノデアリマスガ、斯様ナ點
モ、勸告ヲ法文化スルコトニ依リマシテ、
餘程圓滑ニナルモノト考ヘマス、法案デハ
第九十九條ガ是デアリマス、第十、會社

ノ事業ノ繼續困難ノ場合、又ハ事業ノ繼續
不適當ノ場合ノ處置デアリマス、前段ハ會
社ガ採算上既ニ自立シ得ザル場合デアリマ
ス、後段ハ既ニ信用ヲ失ツテ事業ノ成績ガ
著シク惡イ場合デアリマス、一言ニシテ申
上ゲレバ、保險契約者ノ利益ヲ害シテ居ル
場合デアリ、且ツ解約又ハ失効ニ依ツテ人々
ニ非常ノ迷惑ヲ掛ケテ居ル場合デアリマ
ス、斯ル場合ニ於キマシテモ、必ズシモ
直チニ事業ノ繼續困難ニマデハ陥ラヌ場合
モアルノデアリマス、是等ノ場合ニ於テ、
有效適切ナル救濟手段ヲ講ジマシテ、保險契
約者ノ保護ヲ圖ラウトスルノガ第十ノ趣旨
デアリマシテ、法案デハ第百條ガ是デアリ
マス、第十一ハ、主務大臣ノ命令ニ依ル業
務及ビ財産ノ管理ヲ圓滑ニ遂行シテ行クニ
付テ、必要ナル事項ヲ規定シタノデアリマ
ス、即チ其ノ一ハ、保險管理人ハ主務大臣
之ヲ任免シ、又保險會社ガ正當ノ事由ナク
シテ保險管理人タルコトヲ拒ムコトヲ得ナ
イノデアリマス「正當ノ事由」トハ例ヘバ管
理ヲ遂行シテ行クニ必要ナ能力ヲ缺イテ居
ル場合等デアリマス、其ノ二ハ必要ニ依リ
管理ヲ受クル會社ノ保險契約ノ内容ニ變更
ヲ加ヘテモ、極力管理ヲ遂行シテ行カウト
云フ趣旨デアリマス、其ノ三ハ保險會社保

險管理人タルトキハ管理ヲ受ケル會社ヲ合
併シ、或ハ其ノ契約ヲ引受ケル途ヲ拓イタ
ノデアリマス、以上法案ニ於テハ第百一條
乃至第百六條ニ規定スル所デアリマス、第
十二ハ、主務大臣ノ命令ニ依ル契約ノ移轉
ノ手續デアリマス、其ノ一ハ契約ノ移轉ニ
關スル協議ニ付テノ規定デアリマシテ、此
ノ協議ガ、任意ノ移轉ノ場合ニ於ケル移轉
契約ニ相當スルモノト考ヘテ居ルノデアリ
マス、協議ノ相手方ハ、之ヲ任意ニ選擇セ
シムルコトニ依ツテ、種々ノ弊害ヲ生ズル
ヤウナ場合モ考ヘラレマスノデ、斯ル場合
ニハ主務大臣ガ豫メ之ヲ指定スルモノト
シ、其ノ他ノ場合ニハ協議スベキ相手方ニ
付テ、認可ヲ受ケシムルコトトシタノデア
リマス、其ノ二乃至其ノ四ハ契約ノ移轉ヲ
圓滑ニ進行セシメ、且ツ移轉ヲ受ケル會社
ノ保險契約者ノ利益ヲ保護スル趣旨ノ規定
デアリマス、其ノ五ハ協議不調ノ場合等ニ
於テ、主務大臣ノ決定ニ依リマシテ移轉命
令ノ貫徹ヲ圖ラウト云フ趣旨デアリマス、
以上ハ法案ニ於キマシテハ第百二十一條乃
至第百二十六條ニ規定シテ居リマス、尙ホ
其ノ内、主務大臣ノ決定ニ付キマシテハ、
第百二十四條ニ於テ豫メ各會社ノ意見ヲ徵
スルコトトシ、其ノ他勅令ニ依リマシテ、

決定ノ手續方法算ヲ規定スルコトトシテ居
リマス、第十三ハ、會社ノ合併及ビ契約ノ
移轉ノ手續ヲ簡易ニシタルコトデアリマシ
テ、保險契約者竝ニ一般債權者ニ對スル公
告、及ビ異議ノ催告期間ヲ短縮致シマシタ
コト、契約ノ移轉ニ付テハ、移轉決議ノ認
可ニ關スル規定ヲ削除致シマシタコト等デ
アリマス、法案デハ第十八條、第百十二條
及ビ第百二十八條デアリマス、第十四ハ、
株式會社ハ其ノ組織ヲ變更シテ、之ヲ相互
會社ト爲スコトヲ得ル旨ノ規定ヲ設ケタル
コトデアリマシテ、法案ノ第十九條乃至第
三十一條ニ其ノ手續ヲ規定シテ居リマス、
保險會社、特ニ生命保險會社ニ於キマシテ、
株主及ビ保險契約者ノ總意ニ依リマシテ、
之ヲ相互化スル途ヲ開イタノデアリマス、
而シテ是ノ組織變更ハ、之ヲ株主及ビ會社
債權者ノ側カラ見マスルト、謂ハバ資本減
少ノ最モ極端ナ場合ニ類似致シマスルシ、
又之ヲ保險契約者ノ側カラ見マスルト、寧
ロ相互會社ノ設立ニ近イモノト考ヘルコト
ガ出來マスルカラ、大體此ノヤウナ考ヘ方
ヲ基礎トシ、外國ノ立法例等ヲモ參酌致シ
マシテ、其ノ手續ヲ規定致シタノデアリマ
ス、第十五ハ、株式會社、相互會社間ノ合
併ニ關スル規定ヲ設ケタルコトデアリマス、

株式會社ト相互會社トノ間ニハ、從來保險契約ノ移轉ノ途ハ開カレテ居タノデアリマスルガ、尙ホ合併ヲ認メルコトニ依リマシテ、煩瑣ナル清算手續ヲ免レルコトガ出來ル等ノ實益ガアリマスルノデ、之ニ關スル規定ヲ設ケタノデアリマス、法案ニ於テハ第三百十條及ビ第三百十一條デアリマス、第十六ハ、保險契約者ノ優先權ヲシテ其ノ實ヲ擧グルニ十分ナラシムルヤウ、之ニ關スル規定ヲ裁備シタルコトデアリマス、從來此ノ優先權ノ效力ガ不明確デアリ、又實效ヲ擧ゲ得ナイ憾ガアリマシタノデ、之ヲ整備シタノデアリマス、法案デハ第三十二條及ビ第三十三條ガ是デアリマス、第十七ハ、保險會社ハ其ノ營業ノ讓渡ヲ爲スコトヲ得ザルモノト爲シタルコトデアリマス、保險會社ニ於キマシテハ、其ノ保有契約ト離レテ、營業讓渡ヲ考ヘルコトハ出來マセヌ、而シテ營業讓渡ノ規定ニ依リマシテ、保險契約上ノ權利義務ヲ移轉スルガ爲ニハ、個々ノ契約者ニ對シテ其ノ手續ヲ致サネバナラナイノデアリマス、而モ保險業法ニ依ル契約ノ移轉ノ手續ヲ取レバ、極メテ簡易ニ、大體同様ノ目的ヲ達スルコトガ出來ル譯デアリマス、隨ヒマシテ保險會社ノ營業讓渡ト云フコトハ、明治四十五年保險契約

移轉ノ規定ガ出來マシテカラハ、一度モ行ハレタコトガナク、又解釋上ハ殆ド實行不可能ナリト言ハレテ居ルノデアリマスガ、形式上任意ニ之ヲ行ヒ得ルヤウニナツテ居リマシタノデ、今回前ニ述ベマシタ趣旨ヲ明ニシタニ止マルノデアリマシテ、實質的ニ變更ヲ加ヘタ譯デハナイノデアリマス、法案デハ第二百二十七條デアリマス、第十八ハ、無限責任及ビ保證責任相互會社ニ關スル規定ヲ削除シタルコトデアリマス、現行法ハ有限責任、無限責任及ビ保證責任ノ三種類ノ相互會社ヲ認メテ居ルノデアリマスルガ、其ノ内無限責任及ビ保證責任ノ相互會社ハ、未ダ曾ツテ其ノ實例ガナイノミナラズ、有限責任ノ相互會社ニシテ十分ニ其ノ目的ヲ達シ得テ居リマスル以上ハ、社員ノ責任ノ如キハ寧ロ輕キヲ可トスルモノト考ヘラレマスルノデ、ソレ以外ノ二種類ノ相互會社ニ關スル規定ハ、之ヲ削除シタノデアリマス、尙ホ會社債權者ノ側カラ見マシテモ、相互會社ハ其ノ全財産ヲ以テ會社債權者ニ對スル擔保トスルモノデアリマスルカラ、一般取引ノ安全ノ點カラ見マシテモ、之ニ依ツテ別段支障ハナイモノト考ヘマス、第十九ハ、監査書ノ制度ヲ設ケタルコトデアリマス、是ハ銀行法

ノ例ニ倣ヒマシテ、保險會社ノ監査役ヲシテ一層其ノ職責ヲ果スニ便ナラシメヨウトスル趣旨ニ出ヅルモノデアリマス、法案ニ於テハ第九十一條ガ是デアリマス、第二十八ハ、商法改正ニ伴ヒ商法準用條文及商法ニ準ジタル規定ノ改正ヲ爲シタルコトデアリマス、是ハ本法ノ各條章ニ互ツテ關聯ヲ持ツモノデアリマスルガ、茲ニ一言念ノ爲申添ヘテ置キタイト存ズルノデアリマス、ソレハ申スマデモナイコトデアリマスガ、株式會社ニ關スル商法ノ規定ハ、本法案ニ別段ノ定メアル場合ヲ除キ、全面的ニ保險業ヲ營ム株式會社ニ適用セラレルコトデアリマス、此ノ事ハ本法案中第二章株式會社、第六章解散、第七章清算及ビ第八章罰則等ノ規定ヲ見マシテモ、又相互會社ニ付キマシテハ、極メテ詳細ニ商法中株式會社ニ關スル規定ノ準用アルコトニ徴シマシテモ、容易ニ看取シ得ルノデアリマス、隨ヒマシテ商法ノ株式會社ニ關スル規定中、昨年ノ商法改正ニ依ツテ新ニ設ケラレマシタ主ナル規定ニ付テ申上ゲマスルト、例ヘバ會社ノ整理ノ制度ニ付キマシテハ、本法案第七條ニ掲グル特例ヲ除イテ全部、特別清算ノ制度ニ付キマシテハ何等特例ナク即チ全部、何レモ明文ヲ掲グルマデモナク、保險

業ヲ營ム株式會社ニハ當然適用ヲ見ルノデアリマシテ、相互會社ニ付キマシテハ、株式會社ノ均衡上、特ニ第七十八條ノ規定ヲ設ケ、會社ノ整理、特別清算ニ關スル商法ノ規定ヲ、其ノ性質ノ許サザルモノヲ除クノ外相互會社ニ準用シ、然ル後ニ第七條ニ於テ株式會社ト共ニ之ニ對スル特例ヲ掲ゲタ次第デアリマス、第二十一ハ、其ノ他章節ノ區分ヲ改メ、法律ノ理解ニ便ナラシメタルコトデアリマス、保險業法ハ現行法ニ於キマシテモ一百條ヲ超ユルノ大典典デアリマスル上ニ、從來一部改正ヲ加ヘテ參リマシタ關係等ニ依リマシテ、章節ノ區分ガ多少明確デナイ點ガアルノデアリマス、例ヘバ會社ノ清算ハ之ヲ總則中ニ規定シ、又保險契約ノ移轉、會社ノ合併ヲ株式會社ノ章ニ規定シ、然ル後之ヲ相互會社ニ準用スル等デアリマス、改正案ニ於キマシテハ更ニ諸種ノ新ナル制度ヲ設ケ、又商法ノ改正ニ關聯シテ、相互會社等ニ相當ノ規定ノ増加ヲ見マシタノデ、章節ノ區分ヲ改メ、又會社ノ管理、解散、清算等會社ノ内容其ノモノノ變動ニ關スルヤウナ規定ハ、之ヲ別箇ノ章ニ移スコトニ依リマシテ、一般ノ場合ニ適用アル規定ト區別スル等、出來得ル限り法律ノ理解ヲ容易ナラシメントシタ

ノデアリマス、甚ダ不十分デゴザイマシテ恐縮ニ存ジマスルガ、以上ヲ以チマシテ一應ノ御説明ニ代ヘタイト存ジマス

○田中委員長 資料ノ要求ガアリマシトラ……

○西川委員 私、資料ヲ要求シマス、成ベク最近ノ、各保險會社全體デ宜イノデアリマスガ、總資産ノ中ニ於テ占メル國債ノ保有高、社債ノ所有高、國債社債ヲ除ク其ノ他ノ財産ニ關シマシテ、出來得ル限リ詳細ニ内譯ヲシタモノ、ソレカラ、最近ノ年度ニ於ケル新タナル契約高ト、其ノ契約ガ一年限リデ失效シタ高ガドノ位アルカ、ソレダケヲ取敢ズ御提出ヲ願ヒタイ

○牧政府委員 今ノハ生命保險ダケデゴザイマスカ

○西川委員 生命保險ダケデス、ソレカラモウ一件ダケ、商工省ノ監督ニ依ツテ配當率ノ引下ヲシタヤウデアリマスガ、其ノ契約者ニ對シテ配當ヲ引下ゲタ各會社ノ率、ソレニ依ツテ支拂金額ノ減少シタ金額、以上ヲ要求致シマス

○八木委員 只今御請求ニナツタノデ結構デアリマスガ、序ニ一年ノ間ニ失效シタモノト、サウデナイ解約シタモノト一緒ニ添ベテ提出願ヒタイ

○田中委員長 外ニ資料ノ要求ハアリマセヌカ

○紅露委員 是ハ銘々ニ要求スルコトニナツテ居リマスカ

○田中委員長 大體資料ハ提供シテアリマスケレドモ、其ノ外ニ各人必要ナ資料ガアリマシトラ、要求シテ載キタイト思ヒマス

○紅露委員 私、資料ヲ四五十要求シタイノデアリマスガ、ソレハ明日文書ニ認メテ御願申上ゲマス、ソレカラ尙ホ政府ニ委員長カラ御話ヲ願ヒタイノハ、何時モ此ノ資料ガ切迫シマシテ出マスノデ、少シモ效力ガナイノデアリマス、是ダケノ加入者ニ對シテ重大ナ影響ヲ及ボス法案デゴザイマスカラ、成ベク早く一ツ御提出ヲ願ヒタイ、若シ御提出ガナケレバ紅露不肖ト雖モ、一人頑張ツテ此ノ法案ヲ通シマセヌ、一ツ資料ヲ私共ノ質問ノ終了スル前ニ、絕對ニ御出シヲ願ヒタイト思ヒマス、四五十アリマスカラ文書ニシテ要求致シマス

○田中委員長 紅露君ニ申上ゲマスガ、ソレデハ文書ニシテ今日出シテ載ケマセヌカレバ明日朝必ズ出シマス

○紅露委員 マダ整理ガ付キマセヌカラ、明日朝必ズ出シマス

○田中委員長 ソレデハ今日ハ此ノ程度ニ致シマシテ、次會ハ公報デ御通知スルコト

ニ致シマス、今日ハ是ニテ散會致シマス
午前十一時五分散會